

ワクチン差別 なくさんば！

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は強制ではなく、感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで自らの意思で接種を受けることとなります。また、体質や基礎疾患（持病）などの理由でワクチンを接種できない人もいます。

接種していない人は決して「コロナ対策をしていない人」ではありません。接種していない人に対して、接種の強制や差別・不利益な取り扱いを行わないようにしましょう。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

ひとりで悩まず、ご相談ください。

- ◆みんなの人権 110 番（法務局） **0570-003-110**（8時30分～17時15分）
- ◆人権啓発センターさが（佐賀県） **0952-25-7229**（9時～17時）
- ◆人権・心配ごと相談（佐賀市） **0952-40-7085**（問い合わせ）
佐賀市役所 本庁1階 市民相談コーナー
毎週火曜日 13時30分～16時30分
支所は月1回程度実施
※上記相談は土日、祝日、年末年始を除きます。
- ◆インターネット人権相談受付窓口（法務局） <https://www.jinken.go.jp/>



毎月1日は「いじめ・いのちを考える日」です。毎月11日は「人権を考える日」です。